

令和6年度答申第47号  
令和6年11月8日

諮問番号 令和6年度諮問第52号（令和6年10月15日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、父のAは軍属として戦死したと主張して、B知事（以下「処分庁」という。）に対し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号。以下「特別弔慰金支給法」という。）3条本文の規定に基づき、Aに係る特別弔慰金の請求（以下「本件請求」という。）をしたところ、処分庁が、Aと審査請求人との間に法律上の親子関係を確認することができないとして、本件請求を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 1 関係する法令の定め

##### (1) 特別弔慰金支給法関係

ア 特別弔慰金支給法3条本文は、戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給すると規定している。

イ 特別弔慰金支給法2条1項本文は、この法律において「戦没者等の遺

族」とは、死亡した者の死亡に関し、令和2年4月1日（以下「基準日」という。）までに戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号。以下「遺族援護法」という。）による弔慰金（以下「弔慰金」という。）を受ける権利を取得した者で、基準日において日本の国籍を有していたものをいうと規定し、同項ただし書は、当該死亡した者の死亡の当時における配偶者は「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」を含むと規定している。

ウ 特別弔慰金支給法2条3項1号は、弔慰金を受ける権利を取得した者が基準日において死亡している場合において、基準日に当該死亡した者の子があるときは、当該死亡した者の子は、同条1項の規定の適用については、弔慰金を受ける権利を取得した者とみなすと規定している。

## (2) 遺族援護法関係

ア 遺族援護法24条1項は、遺族年金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、子、父、母、孫、祖父、祖母並びに入夫婚姻による妻の父及び母で、死亡した者の死亡の当時日本の国籍を有し、かつ、その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていたものとする規定している。

イ 遺族援護法34条1項は、昭和12年7月7日以後における在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより昭和16年12月8日以後において死亡した軍人軍属又は軍人軍属であった者の遺族には、弔意のため、弔慰金を支給すると規定している。

ウ 遺族援護法35条1項は、弔慰金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等以内の親族（死亡した者の死亡の当時、その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者に限る。）で、死亡した者の死亡の当時日本の国籍を有していたものとする規定している。

エ 遺族援護法36条1項は、弔慰金を受けるべき遺族の順位は、配偶者を第1順位、子を第2順位とする規定している。

## 2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、昭和19年a月b日、母のCの子として出生した。審査

請求人の出生の届出は、母Cがした。

(戸籍個人事項証明書(審査請求人)、戸籍謄本(戸主:D)、改製原戸籍謄本(筆頭者:母C)、改製原戸籍謄本(戸主:D))

(2) Aは、昭和19年8月7日、E地方面において陸軍軍属として戦死した。

(戸籍謄本(戸主:A)、除籍謄本(筆頭者:F)、死亡告知書)

(3) 母Cは、令和元年8月9日、G地において死亡した。

(戸籍全部事項証明書(母C))

(4) 審査請求人は、令和3年4月21日、住所地のG市長を経由して、処分庁に対し、特別弔慰金支給法3条本文の規定に基づき、Aの子であるとしてAに係る特別弔慰金の請求(本件請求)をした。

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書)

(5) 処分庁は、令和6年1月9日付けで、審査請求人に対し、「あなたから提出された、戦没者様及びあなたに係るそれぞれの戸籍及びその他資料等から、あなたは昭和19年a月b日本籍において出生し、母C様が出生届出していることが確認できますが、戸籍上、戦没者様があなたを認知していることが確認できませんので、あなたは戦没者様の法律上の子とはなりません。したがって、現状においてあなたは、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に規定する遺族の要件を満たしていないため、第十一回特別弔慰金を受ける権利を有しません。」との理由を付して、本件請求を却下する処分(本件却下処分)をした。

(却下通知書)

(6) 審査請求人は、令和6年3月21日、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

(7) 審査庁は、令和6年10月15日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

### 3 審査請求人の主張の要旨

以下の理由により、本件却下処分の取消しを求める。

(1) 審査請求人の戸籍の「父」欄は、空欄になっているが、戸籍以外にも、審査請求人がAの子であることを証明する公的資料が三つある。これらの資料は、法律上、戸籍と同じ効力を有するものと考えられる。

ア 一つ目の資料は、当時のH町長等から提出されたAと母Cが夫婦であ

ることを認める証明書等である。これらの証明書等には、母CはAの内縁の妻であり、両者の間には子（審査請求人）もいると記載されている。これらの証明書等により、厚生大臣は、母CをAの内縁の妻と認め、母Cに対し、Aに係る遺族年金及び弔慰金の裁定をしているから、この裁定は、審査請求人がAの子であることも含め、これらの証明書等の記載内容を全て認めたものである。

イ 二つ目の資料は、審査請求人がAの遺児としてB地主催の遺児に係る靖国神社参拝行事に参加したときの集合写真である。

ウ 三つ目の資料は、財団法人日本遺族会が実施した実態調査に係る資料（「身よりのない戦没者の父母ならびに戦没者等の妻についての実態調査表」）である。この資料には、戦没者「A」の妻として「C」の氏名が、両者の間の長男として「X」（審査請求人）の氏名が記載されている。

(2) 審査請求人の戸籍の「父」欄が空欄になっている理由は、以下のとおりである。

ア Aと母Cは、昭和18年5月10日に結婚式を挙げた。Aは、その後すぐに、国から、船長として毎日乗って漁に出ていた木造の小型漁船を徴用船とし、船員とともに出航するよう命じられ、昭和18年6月27日、仲間の船員とともに出航した。その際、Aは、「木造の古い船だから、短い期間ですぐに帰れるだろう。」と思い、入籍手続を後回しにし、急いで戦地に行ってしまった。審査請求人は、昭和19年a月b日にAと母Cの間の長男として出生したが、そのとき、Aは、戦地にいた。そして、Aは、昭和19年8月7日に戦死して、帰らぬ人となったため、入籍手続をすることが不可能となり、今日に至っている。

イ 祖母のIも、審査請求人がAの子であることを認め、町内でも、このことを認めない人はいなかったが、公の場で審査請求人がAの子であることを認めてしまうと、祖母Iに支給されていたAに係る遺族年金等が妻（母C）や子（審査請求人）に支給されることになるため、祖母Iは、「それは困る。」として、母Cと審査請求人をJ家の家族として認めてくれなかった。そのため、母Cと審査請求人は、J家の一員になることができず、審査請求人の戸籍の「父」欄が空欄のままとなっている。

(3) 特別弔慰金支給法3条本文は、戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給すると規定し、特別弔慰金支給法2条1項本文は、この法律において「戦

没者等の遺族」とは、死亡した者の死亡に関し、基準日までに弔慰金を受ける権利を取得した者をいうと規定している。そして、特別弔慰金支給法2条3項1号は、弔慰金を受ける権利を取得した者が基準日において死亡している場合において、基準日に当該死亡した者の子があるときは、当該死亡した者の子は、同条1項の規定の適用については、弔慰金を受ける権利を取得した者とみなすと規定している。

これを本件についてみると、母Cは、昭和29年10月20日付けでAに係る弔慰金の裁定を受けているから、Aに係る弔慰金を受ける権利を取得した者に該当するところ、母Cは、基準日において死亡している。そうすると、審査請求人は、死亡した者（A）の妻（母C）の子であるから、当該死亡した者の子であり、Aに係る弔慰金を受ける権利を取得したものとみなされることになる。

したがって、審査請求人は、特別弔慰金支給法の上記規定により、Aに係る特別弔慰金の支給を受けることができるはずである。

## 第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 まず、特別弔慰金支給法に規定する戦没者等の遺族の要件について確認すると、審査請求人は、Aの子であると主張しているから、審査請求人が基準日において弔慰金を受ける権利を取得した者とみなされる戦没者等の遺族であると認められるためには、弔慰金を受ける権利を取得した者が基準日までに死亡し、かつ、審査請求人が特別弔慰金支給法2条3項に規定する「当該死亡した者の子」に該当すること（すなわち、Aと審査請求人との間に法律上の親子関係があること）が必要である。
- 2 そこで、審査請求人が提出した戸籍を検討すると、Aは昭和19年8月7日にE地方面において戦死していること、母Cは令和元年8月9日にG地において死亡していること、審査請求人は昭和19年a月b日に母Cの子として出生していることを確認することができるが、審査請求人の戸籍の「父」欄は空欄となっていて、審査請求人がAの子であることは確認することができない。

また、Aと審査請求人との親子関係について、民法（明治29年法律第89号）又は認知の訴の特例に関する法律（昭和24年法律第206号。以下「認知特例法」という。）の規定に基づき、審査請求人から認知の訴えが提起された事実を明らかにする資料は提出されていない。そして、その他審査請求人が提出した資料からは、審査請求人がAの子であることを確認するこ

とができない。

- 3 次に、審査庁保管の資料によると、母Cは、昭和28年10月17日付けで、厚生大臣に対し、Aの内縁の妻としてAに係る弔慰金及び遺族年金の請求をしたところ、厚生大臣は、昭和29年10月20日付けで、母Cに対し、Aの配偶者（「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」）として弔慰金及び遺族年金の裁定をしている。

なお、母Cが提出した遺族年金請求書の「死亡した者の遺族」欄には、審査請求人の氏名が記載されていないから、上記の裁定の際に審査請求人がAの子であるか否かについての審査は行われていない。

- 4 以上によれば、Aと母Cは法律上の婚姻関係になく、審査請求人が故Aの子であることを認知するとの裁判がされた事実も認められないから、審査請求人は、Aの法律上の子であるとは認められない。
- 5 そうすると、弔慰金を受給していた母Cは、基準日以前に死亡しているが、Aと審査請求人との間に法律上の親子関係が認められないから、審査請求人は、特別弔慰金支給法に規定する戦没者等の遺族に該当せず、特別弔慰金の支給を受ける権利を有していない。
- 6 したがって、本件却下処分は適正であり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件却下処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

### 第3 当審査会の判断

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

- (1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手續の経過は、次のとおりである（なお、括弧内は、当該手續までの所要期間である。）。)

本件審査請求の受付	: 令和6年3月21日
審理員の指名	: 同年4月16日 (本件審査請求の受付から約1か月)
審理員意見書の提出	: 同年7月16日
本件諮問	: 同年10月15日 (審理員意見書の提出から約3か月、本件審査請求の受付から約7か月)

(2) そうすると、本件では、①審査請求の受付から審理員の指名までに約1か月、②審理員意見書の提出から諮問までに約3か月を要した結果、審査請求の受付から諮問までに約7か月の期間を要している。しかし、上記①及び②の各手続に上記の各期間を要したことについて特段の理由があったとは認められない。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を早急に改善されたい。

(3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

## 2 本件却下処分 of 違法性又は不当性について

(1) 本件では、Aと審査請求人との間に法律上の親子関係が認められるかが問題となっている。

(2) 審査請求人は、母Cの子である（上記第1の2の(1)）が、母CとAが法律上の婚姻関係になかったことについては、審査関係人間に争いが無いから、審査請求人は、嫡出でない子である。

嫡出でない子は、その父又は母が認知することができる（民法779条）、認知は、戸籍法（昭和22年法律第224号）の定めるところによる届出又は遺言によってすることができる（民法781条）。そして、届出による認知の場合には認知をしようとする者が、遺言による認知の場合には遺言執行者が、それぞれその届出をしなければならないとされている（戸籍法60条、64条）。このことは、審査請求人が出生した当時（昭和19年a月b日）の民法及び戸籍法においても同様であった（昭和22年法律第222号による改正前の民法827条1項及び829条、同年法律第224号による改正前の戸籍法81条及び85条）。

したがって、届出又は遺言による認知がされていれば、戸籍にその旨の記載がされるはずであるが、審査請求人の戸籍には、Aが審査請求人を認知したとの記載はされていない（なお、審査請求人の出生の届出は、母Cがしている（上記第1の2の(1)）。）から、Aが審査請求人を認知したと認めることはできない。

また、子、その直系卑属又はこれらの者の法定代理人は、父又は母の死亡の日から3年以内に認知の訴えを提起することができる（民法787条）、認知の裁判が確定したときは、訴えを提起した者がその旨の届出をしなければならないとされている（戸籍法63条）。このことは、審査請求人が出生した当時（昭和19年a月b日）の民法及び戸籍法におい

でも同様であった（昭和22年法律第222号による改正前の民法835条、同年法律第224号による改正前の戸籍法84条）。そして、認知特例法は、1項において、認知の訴えの提起期間について「死亡の事実を知った日から3年以内」で「死亡の日から10年」以内とするの特例を規定し、2項において、死亡の事実を知った日がこの法律の施行（昭和24年6月10日）前であるときは、前項に規定する3年の期間は、この法律の施行の日から起算すると規定している。

したがって、民法又は認知特例法による認知の訴えが提起され、認知の裁判が確定していれば、戸籍に認知の裁判が確定した旨の記載がされるはずであるが、審査請求人の戸籍には、審査請求人が故Aの子であることを認知するとの裁判が確定したとの記載はされていないから、審査請求人が故Aの子であることを認知するとの裁判が確定したと認めることはできない。

以上によれば、審査請求人とAとの間に法律上の親子関係は認められないといわざるを得ない。

- (3) 審査請求人は、戸籍以外にも、審査請求人がAの子であることを証明する公的資料が三つあり、これらの資料は、法律上、戸籍と同じ効力を有するものと考えられると主張する（上記第1の3の(1)）が、審査請求人が指摘する三つの資料を戸籍と同じ効力を有するものとして取り扱うことはできないから、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

また、審査請求人は、審査請求人の戸籍の「父」欄が空欄になっている理由として、Aが急いで戦地に行ったために入籍手続きができなかったこと、遺族年金等の支給を受けていた祖母Iが、公の場で審査請求人がAの子であることを認めてしまうと、遺族年金等の支給を受けられなくなるとして、母Cと審査請求人をJ家の一員として認めなかったことを指摘する（上記第1の3の(2)）。しかし、そのような理由があったとしても、上記(2)のとおり、Aが審査請求人を認知した事実及び審査請求人が故Aの子であることを認知するとの裁判が確定した事実が認められない以上、Aと審査請求人との間に法律上の親子関係を認めることはできない。

さらに、審査請求人は、Aに係る弔慰金の裁定を受けていた母Cが基準日において死亡しているから、Aの妻の子である審査請求人は、Aの子であり、弔慰金を受ける権利を取得したものとみなされ、特別弔慰金支給法2条3項1号の規定により、Aに係る特別弔慰金の支給を受けることがで

きるはずであると主張する（上記第1の3の(3)）。しかし、母Cは、Aの内縁の妻としてAに係る弔慰金の裁定を受けた（弔慰金請求書、弔慰金通知書、遺族年金（弔慰金）受付簿）のであって、これは、遺族援護法が、弔慰金を受けるべき遺族のうち「配偶者」については、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。」との特則を置いているからである（24条1項）。特別弔慰金支給法は、戦没者等の遺族のうち「配偶者」については、上記と同じ特則を置いている（2条1項ただし書）が、「子」については、上記のような特則を置いていないから、Aとの間に法律上の親子関係が認められない審査請求人は、Aの「子」に該当しない。したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

- (4) 上記(1)から(3)までで検討したところによれば、審査請求人は、特別弔慰金支給法2条3項に規定する「当該死亡した者の子」に該当しないから、特別弔慰金を受ける権利を有していない。

したがって、本件却下処分は、違法又は不当であるとはいえない。

### 3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

#### 行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優	
委	員	野	口	貴	公	美
委	員	村	田	珠	美	